

目的 ○令和4年度中に全国の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は214,843件（確定値）と、3年連続で20万件を超え、増加傾向にある。
 ○また、こどもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件も後を絶たず、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき喫緊の課題である。
 ○本事業では、年間を通じて、また毎年11月に実施する「秋のこどもまんなか月間」の取組の一つである「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」においては特に集中的に、児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」、「親子のための相談LINE」、「体罰等によらない子育て」等をはじめとした児童虐待防止に関して様々な広報展開を行うことにより、児童虐待問題や体罰等によらない子育て等に対する社会的関心を高め、もってその推進に寄与することを目的とする。

ターゲット **子ども及び子育て世代を中心とした国民全般**

1. クリエイティブ（ポスター・リーフレット）印刷、梱包・発送

児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」及び「親子のための相談LINE」の社会的認知度を向上させるとともに、体罰は許されないことを伝え、更に、社会全体が「子育て」に対して温かく接することができるような構成で制作した制作物について、効果的な発信を行うこと。

- 制作物 令和6年度の制作物を活用
- 利用主体 都道府県、市区町村、児童虐待防止対策関係団体等 ※広く活用できるよう特設Webサイトへの掲載含む

2. クリエイティブ（普及啓発動画）の発信・展開

児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」及び「親子のための相談LINE」の社会的認知度を向上させるとともに、体罰は許されないことを伝え、更に、社会全体が「子育て」に対して温かく接することができるような構成で制作した制作物について、効果的な発信を行うこと。また、児童相談所で働くことの魅力を発信するための動画について、各自治体の採用説明会で活用できるような効果的な構成で制作すること。

- 制作物 「189」及び「親子のための相談LINE」については令和6年度の制作物を活用
- 魅力発信動画は1本（MP4形式） ○再生回数 50万回以上

3. 特設Webサイトの運営

情報発信のプラットフォームツールとして、特設Webサイト（<https://kodomoshien.cfa.go.jp/no-gyakutai/>）を運営すること。サイトマップはシンプルな構造とし、本業務で実施する様々なコンテンツ等の情報の受け皿として活用すること。

- コンセプト 子どもや子育て世代への「分かりやすさ・見やすさ・伝わりやすさ」を最重視すること。

4. こどもの虐待防止推進全国フォーラムwithほっかいどう（仮称）の実施

フォーラムの実施にあたって、児童虐待問題や体罰等によらない子育て等に対する社会的関心を高める効果的な企画とし、多くの子どもや子育て世代が参加できる開催方法を提案し、無関心層も呼び込める企画とすること。

- 開催日 令和7年11月3日（月/祝日）
- 開催場所 札幌コンベンションセンター

5. オレンジリボン・タイアップキャンペーンの実施

【タイアップキャンペーンの実施】

・例えば、スポーツ業界とのタイアップ、子どもや子育て世代が利用するコンテンツを取り扱う民間企業等とタイアップしたこどもの虐待防止推進のためのタイアップキャンペーンを実施すること。

【栃木県におけるタイアップキャンペーンの実施】

・例えば、親子で参加してオレンジリボンに込められたこどもの虐待防止の理念も学べるようなイベント、栃木県出身の著名人や代表的な食等とのタイアップなど、集客が見込めるイベントを実施すること。



令和6年度：ポスター、リーフレット



令和6年度：こどもの虐待防止推進全国フォーラムwithとちぎ

目的 ○令和6年度までの「集中取組期間」を経て「ヤングケアラー」という言葉の社会的認知度は高まってきている。認知度向上の次の段階として、ヤングケアラーが誰にでも起こりうる問題であるという認識（自分ゴト化）を普及し、社会全体でヤングケアラーに気づき、声をかけ、手を差し伸べることができる風土の醸成を目指す。
○ヤングケアラーは、家庭のデリケートな問題であることや、自身の状況を認識しづらいことから支援が届きにくい状況にある。こうした現状をふまえ、こどもには自身の権利を理解し、支援を求めるきっかけを得られるような広報を実施する。若者世代には、自身が支援対象であることを周知し、孤立せず助けを求めやすい環境づくりを目指す。

ターゲット 小学生～大学生を中心とした国民全般

1. クリエイティブ（ポスター・リーフレット）の制作、印刷、梱包・発送

認知度向上と支援の本質を踏まえた内容とし、対象は小学生と若者世代とする。こどもには自信の権利を知る機会を提供し、「誰かを頼ってもよい」と思える環境を築くことを目指し、若者世代には自身が支援対象であることを伝え、助けを求める意識を促す内容とする。

- 制作物 ポスターB2判（2種以上）、ポスターA3判（2種以上）、リーフレットA4版（両面）
- 利用主体 都道府県・市区町村（学校含む）、ヤングケアラー支援関係団体等
※ 広く活用できるよう特設Webサイトへの掲載含む

2. クリエイティブ（普及啓発動画）の制作、発信・展開

ヤングケアラー支援の本質を捉えた啓発動画を、小学生の親世代向けと若者世代向けにそれぞれ制作すること。

- 制作物 30秒以内の広告用動画2本（MP4形式）
- 再生回数 250万回以上を目指すこと。（最低 50万回）

3. 特設Webサイトの運営

ヤングケアラー支援の情報発信を集約するプラットフォームとして、こども・若者を主な対象に支援者や自治体関係者にも役立つ情報を提供すること。サイト構成は、ヤングケアラーについて知りたいこども・若者や支援を求める当事者が必要な情報に迅速にアクセスできるよう工夫し、支援者・自治体向けの情報発信ページも設けること。レスポンスデザインを採用し、当事者の声や相談窓口情報など、関心を引くコンテンツを制作すること。

4. ヤングケアラー支援に関する児童・生徒向け出前講座の実施

全国の5箇所程度の自治体において、小・中・高校生を対象としたヤングケアラー支援に関する出前講座（出張授業）を実施すること。また、市区町村が出前講座で活用できる教材として、主に小学生を対象とした10分程度の学び用動画（アニメーションを使用した動画、実写インタビュー形式による動画など）を制作すること。

5. ヤングケアラー理解のためのタイアップキャンペーンの実施

ヤングケアラーの認知・理解促進のため、ヤングケアラーへの理解のある企業と協働し、2つ以上のタイアップ企画を実施すること。

- ポイント
 - ・ こども・若者が利用する場所に関連する企業等とのタイアップ
 - ・ 中高生の関心が高い媒体に関連する企業等とのタイアップ
 - ・ 小学生（中・高学年）の関心が高い媒体に関連する企業等とのタイアップ



令和6年度：ポスター、リーフレット



令和6年度：10分動画（学び用）



令和6年度：出前講座